

問Ⅴ－４－⑨（遊休財産額）

保有株式の配当を公益目的事業費のほか、法人運営に必要な管理費の財源にも充てている法人に関して、公益認定の申請に当たり、当該保有株式を1号財産（公益目的保有財産）と2号財産（公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）に振り分ける際、どのような考え方で配分すべきでしょうか。

答

- 1 金融資産の2号財産への振り分けについては、ガイドラインⅠ－8.（2）において、「管理業務に充てるために保有する金融資産については、合理的な範囲内において、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上されるものが該当する」とされていることから、合理的な範囲内で行う必要があります。
- 2 何が合理的な範囲内であるかは、法人ごとに異なると考えられるため、一概には例示できませんが、公益法人は公益の増進を目的とする法人であり、公益目的事業に充てるべき財源を最大限に活用して無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大すること、また、公益目的事業や収益事業等及び管理業務のために現に使用せず、かつ、今後も使用する見込みがない多額の財産を蓄積しないことが求められていますから、このような観点を踏まえつつ、個々の法人の抱える諸事情を総合的に勘案して判断する必要があります。行政庁は、認定後の監督においても、その判断となる合理性を確認することがありますのであらかじめ御留意ください。